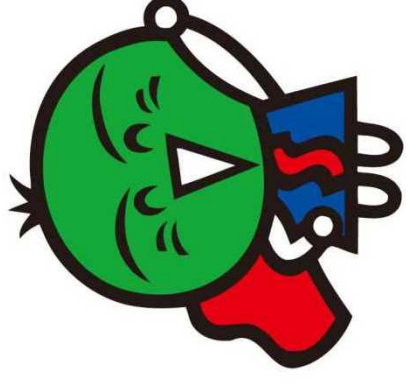
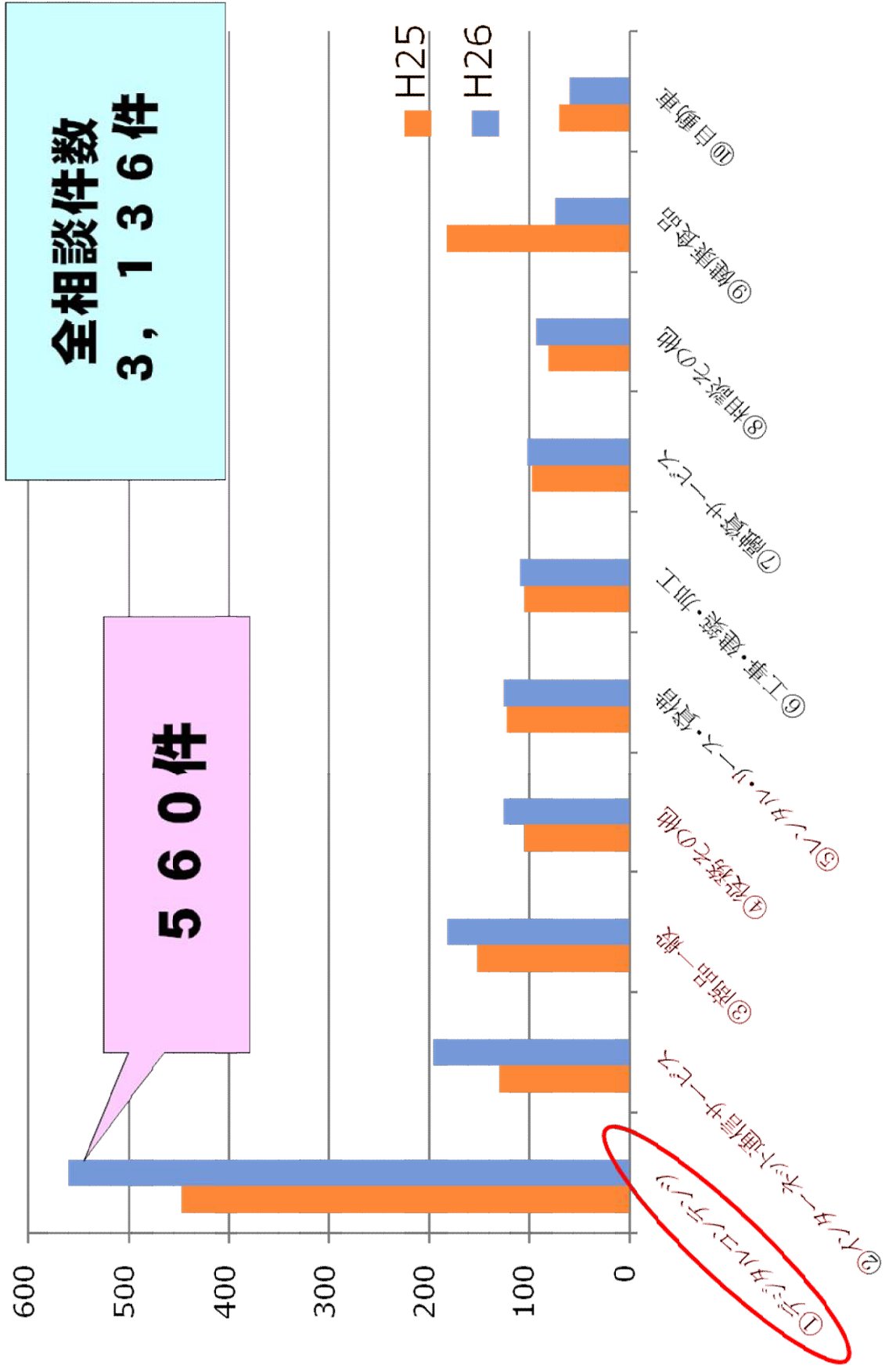


若者に多い消費者トラブル～悪質商法編～



県消費者情報センターに寄せられた相談 (H26.4~H27.3)



※「デジタルコンテンツ」とは？

インターネットを通じて得られる
情報サービスに関わるトラブル

ゲーム機

スマホ

パソコン

タブレット



徳島県公衆無線LANサービス
Tokushima Free Wi-Fi HPより
<http://tokushima-wifi.jp/>

アダルトサイト(ワンクリック請求)

相談事例 (H27.3)中学生の保護者

ゲーム機

スマホ

息子がゲーム機でアダルトサイトに入り、「20歳以上」にタッチしたら登録になり、16万円を請求された。対処法は。

パソコン

【対処法】

- 無視をする。
- 契約は成立していないため、支払う必要はない。
- 絶対に自分から連絡はしない。

(例)

スマートフォン画面

登録完了

お客様の端末情報は
完全に保存されました

無事登録が完了致しました。
料金は130,000円になります。

OK

メールで問合せ 退会希望の方

出会い系サイト(サクラサイト商法)

相談事例 (H27.4) 30歳代

SNSの無料マッチングサービスで知り合った男性に別のSNSでやりとりしようと言われた。数日後、相手のスマホが使用できなくなったため、別のサイトを紹介された。連絡をとるためにカード決済したが、カード会社の指摘でサクラサイトだとわかった。支払いたくない。※一日5回の決済 (224,833円)

【対処法】

- 知らない人からのメールやメッセージには絶対に返事しない。
- 外部のサイトへの登録を促されても、むやみに応じない。
- 従量課金制のサービスは安易に利用しない。

インターネットショッピングの詐欺サイト

相談事例（H26.5）学生

ネット通販でブランドバッグを注文し今日届いたが偽物だった。サイトの住所や電話番号は不明で、メールで返品を伝えたが返事がない。

【対応策】

- 申し込む前に、運営会社の会社情報などをしっかりと確認する。
- 万々に備え、確認メールや確認画面などを保存しておく。
- 不安なときは、支払い方法を代金引換や後払いにする。

若者がねらわれる悪質商法の主な手口

スカウト商法

スカウトするようにはみせかけて、登録料を請求したり、高い受講料の養成スクールに通わせる目的で声を掛ける。

若者がねらわれる悪質商法の主な手口

**アポイントメント
セールス
(デパート商法)**

販売の目的を隠して電話やメールで店舗などに呼び出し、契約をせまる商法。

若者がねらわれる悪質商法の主な手口

マルチ商法

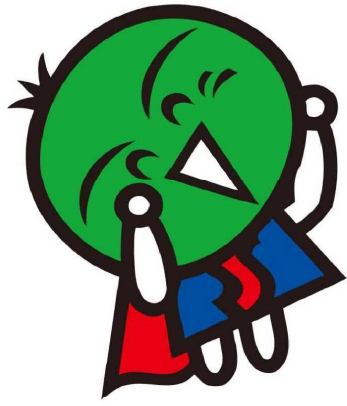
「友達や後輩を紹介すれば、毎月お金がもらえる」などと勧誘し、商品やサービスなどを契約させ、次々に加入者を増やしていく商法。

若者がねらわれる悪質商法の主な手口

キックセールス

路上で「アンケートに協力して欲しい」などと声をかけ、アンケートに答えた後、強引に商品などを買わせようとするケースなどが

まとめ～社会に出てから困らないために～



悪質商法撃退のポイント

- ① 世の中にうますぎる話はない。
おいしい話かしない業者はまず疑う。
- ② 断るときはあいまいにせず、「必要ありません」とはっきりと断る。
- ③ 高額な買い物はその場で契約せず、家族や周りの人に相談する。
- ④ 個人情報（財産の状況や家族構成、会社名など）はむやみに教えない。
- ⑤ 「おかしい」「困った」と思ったら、一人で悩まず 消費生活センターに相談する。

インターネットを安全に使うために

- ① 知らない番号の電話がかかってきても、出ない、かけ直さない。知らないメールアドレスからのメールは開かない。
- ② インターネット上で知り合った人を完全に信用しない。直接会わない。
- ③ インターネット上に個人を特定できる情報（本名や住所、学校名など）を書き込まない。
- ④ あやしいサイトには近づかない。
- ⑤ ネット通販や有料サービスを利用したいときは、事前に信用できる業者かどうかを調べておく。
- ⑥ ネット上でお金を使うときは、必ず金額をメモするなど覚えておく。実際に現金が減らないためお金を使った感覚がにぶくなり、使い過ぎてしまうので要注意。

悪質なものだけが消費者トラブルではありません

相談事例①

携帯型充電器の突然の破損

相談事例②

まつげエクステンションの危害

相談事例③

毛染め（染毛剤使用）によるアレルギー症状

社会に出る前にこれだけは知っておこう！

1. 世の中には多くの「消費者トラブル」が存在する

消費者トラブルの内容や対処法を知っておけば、被害を未然に防ぐことができる

188

2. 何かあれば最寄りの消費生活センターに連絡を

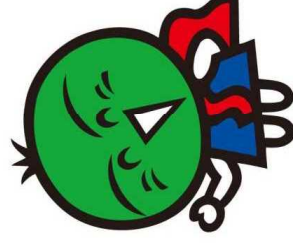
- (1) トラブルによる被害を最小限に抑えることができます
- (2) よりよい商品が生まれたり、事故等の再発防止につながります

徳島県消費者情報センター

一人で悩まずに
お気軽にご相談
ください！

相談時間

平日（水曜日を除く）・・・9：00～18：00
土曜日・日曜日・・・9：00～16：00
休所日・・・・・・・・水曜日、祝日、年末年始



相談窓口

電話 088-623-0110
FAX 088-623-0174
メール <http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

相談方法

電話，来所，メール